

地方分権改革推進のための地方大会―神奈川県開催



事の主催者代表あいさつ、来賓である国会議員あいさつの後、構成団体から意見発表が行われました。主な意見は次のとおりです。

○中央政府の役割は外交・安全保障など国でしかできないものに特化し、地方でできることはすべて地方に移譲するために、これまでのような権限移譲の積み上げだけではなく、思い切って道州制の実現を目指すべきであり、道州制基本法の検討を新政権に期待したい。

地方六団体の神奈川県内版組織として、政令指定都市の代表を加えた十団体で構成する神奈川県地方分権改革推進会議は、新政権の発足を目前に控えた九月九日(水)に、神奈川県庁において、「第三回神奈川県地方分権改革推進会議」及び「神奈川県地方分権改革推進大会」を開催しました。

大会は、神奈川県として初めて開催するもので、県内選出国會議員、県議會議員、県内市町村長、市町村議會議長等、約百四十名が参加しました。

大会では、神奈川県地方分権改革推進会議座長である松沢神奈川県知

事の主催者代表あいさつ、来賓である国会議員あいさつの後、構成団体から意見発表が行われました。主な意見は次のとおりです。

○中央政府の役割は外交・安全保障など国でしかできないものに特化し、地方でできることはすべて地方に移譲するために、これまでのような権限移譲の積み上げだけではなく、思い切って道州制の実現を目指すべきであり、道州制基本法の検討を新政権に期待したい。

○第二期地方分権改革は、残すところ半年となっており、新政権には、地方が主役の国づくりを実現するという今期分権改革の原点に立脚し、強い政治的リーダーシップの下で、地方の声にしっかりと耳を傾けて、改革を迅速かつ大胆に進めてほしい。

○地域ガバナンスをどのように充実していくかが大きな課題である。近年の地方分権の進捗に伴い、首長とともに二元代表制の一翼を担う都道府県議会は、その役割と責任が大きく増大している。議会の役割と責任を十全に果たしていけるよう、地方議会の自主性・自律性を確保し、権

限の強化を図っていくとともに、議会活動を制約している関係法令諸規定の緩和、議員の位置付けの明確化など、地方議会の意向を踏まえた抜本的な制度改革に取り組む必要がある。

○住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担うことを原則に、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、国と地方の二重行政を解消するためにも、国から地方へ事務・権限を大幅に移譲することが必要である。

○大都市特有の財政需要があるにもかかわらず、現状では都市税源の配分割合が低いため、大都市特有の財政需要に対応した地方税財政制度を確立することが必要である。

○地方自治を独立の章に規定している憲法の趣旨からも、地方分権改革を進めて、国政の変動に左右されない安定した住民生活を確保するように努力していく必要がある。

○真に住民に必要なサービスは、住民の意向に沿って、住民に身近な地方自治体が、自らの責任で自主的・効率的に提供できるようにすべきである。国と地方の役割分担を明確にした上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与、義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることが必要である。

○国直轄事業負担金制度については、地方分権の観点から見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた直轄事業については国の負担で整備や維持管理を行い、速やかに地方の負担を廃止すべきである。

意見発表の後、「地方分権改革の推進を求める決議」を採択し、新政権等へ要請するとともに、一致団結して改革を力強く推進していくことを確認しました。

決議文は次のとおりです。

地方分権改革の推進を求める決議

第二期地方分権改革については、今後出される地方分権改革推進委員会の勧告を経て、政府による「地方分権改革推進計画」の策定が予定されているなど、まさに、総仕上げとも言わなければならない。

そこで、地方分権改革の当事者である我々は、真の地方分権改革の実現に向け、政府及び地方分権改革推進委員会に対し、次の事項に取り組みよう強く要請し、一致団結して改革を力強く推進していくことを決議する。

一 地方税財政制度改革

(一)分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

①国と地方の役割分担に応じた税源配分の実現を目指し、まずは早急に国と地方の税源配分五・五を実現すること。

その際には、自治体によって不利益が生じることのないよう確実な税源移譲を行うとともに、地方消費税の充実などにより安定的な地方税体系を構築すること。

②「三位一体の改革」で大幅に削減された地方交付税総額を還元・増額し、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すること。

③暫定措置である地方法人特別税は速やかに地方税として還元すること。

④大都市圏の財政需要を的確に反

映した地方税財政制度を確立すること。

(二)国庫補助金改革等

①地方が担うべき分野の国庫補助金を全額廃止し、所要額を税源移譲すること。なお、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金は決して行わないこと。

②国と地方の役割分担の見直しを行つたうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、速やかに国直轄事業負担金を廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、税源移譲により必要経費全額を財源措置すること。

二 地域ガバナンスの充実

(一)地方議会の制度改革

地方分権時代の議会に期待される役割と責任を十分果たしていけるよう、地方議会の自主性、自律性の確保と権限強化を図るため、議会活動を制約している関係法令の諸規定の緩和、議員の位置づけの明確化など地方議会の意向を踏まえた抜本的な制度改革を行うこと。

(二)地方との協議の場の設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見が反映される協議の場として、「(仮)地方行政政会議」を早急に、法律により設置すること。

三 事務・権限の移譲と地方の自主性の強化

(一)事務・権限の移譲

国と地方の役割分担を徹底的に見直し、住民に身近な行政に係る事務・

権限の移譲については、これまでの勧告で地方に移譲すべきものとして仕分けられたものに止まらず、更なる移譲を進めること。

その際には、財源を確実に措置するとともに、人員の移管について地方と十分に協議すること。

また、地方自治体が協力して事務・権限を担うことができるよう、より柔軟かつ多様な広域連携制度の充実を図ること。

(二)法制的な仕組みの見直し

①法令による「義務付け・枠付け」について、自治事務に関するものは、廃止を前提とした措置とするものについて、法定受託事務に関するものについても、その目的を達成するために必要最小限度とすること。

また、地方自治体の自主性を損な



うような、新たな「義務付け・枠付け」は一切行わないこと。

②条例制定権を拡大するため、条例による法令の「上書き権」が認められるよう、関係法令を整備すること。

四 地方政府の確立

(一)第二期地方分権改革の着実な実現
自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立し、地方が主役の国づくりを実現するという今期分権改革の原点に立ち返り、強い政治的リーダーシップの下、関係省庁の抵抗を排して、改革を着実に実現すること。

(二)地方の意見を踏まえた道州制の検討

地域主権型社会の実現に向け、更なる抜本的な改革として、地方の意見を十分に踏まえながら道州制のあり方について検討を進めること。

平成二十一年九月九日

神奈川県地方分権改革推進会議

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県議会議長 国吉 一夫

神奈川県市長会会長 石渡 徳一

神奈川県市議会議長会会長 山口 幸雄

神奈川県町村会会長 間宮 恒行

神奈川県町村議会議長会会長 本杉 博是

横浜市市長 林 文子

横浜市議会議長 川口 正寿

川崎市市長 阿部 孝夫

川崎市議会議長 潮田 智信

川崎市議会議長 潮田 智信